

名古屋港管理組合公報

令和5年2月15日
(水曜日)
第80号

目次

○港湾施設の使用停止	1
○平成16年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正について	2
公 告	
○名古屋港港湾計画の変更の概要	2

告 示

名古屋港管理組合告示第4号

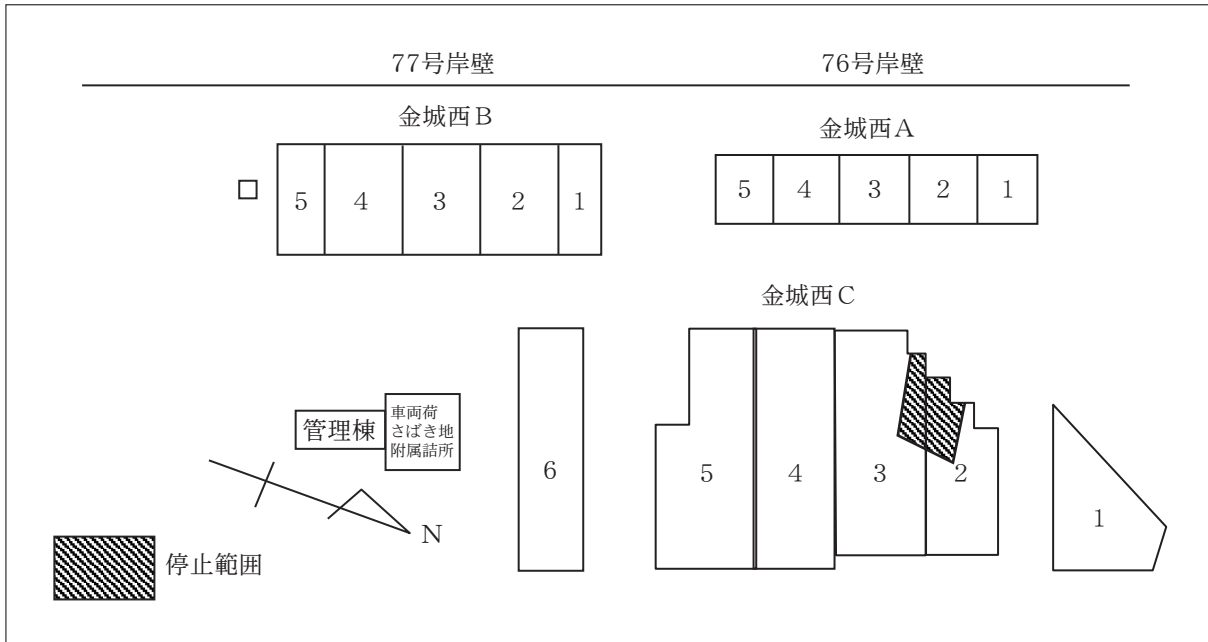
次の港湾施設は、令和5年2月15日から当分の間、使用を停止する。
令和5年2月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

○ 施設の種類 荷さばき地
用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積 <small>平方メートル</small>	区 画
金城ふ頭西部C荷さばき地 (金城西C)	1 ^級	車両	76号岸壁隣接	538	図による

○ 図 (金城ふ頭西部A、B、C荷さばき地)



備考

- 数字は、区画の名称を示す。
- 金城西Aの区画の面積は、各1,696平方メートルである。
- 金城西Bの区画の面積は、1は1,376平方メートル、2・3・4は各2,450平方メートル、5は1,454平方メートルである。
- 金城西Cの区画の面積は、1は3,946平方メートル、2は3,011平方メートル(348平方メートル停止)、3は5,220平方メートル(190平方メートル停止)、4は5,722平方メートル、5は6,820平方メートル、6は5,925平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第5号

平成16年名古屋港管理組合告示第31号（制限区域の設定）の一部を令和5年1月19日をもって次のように改正した。
令和5年2月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1及び2の表ガーデンふ頭地区の項中「3号岸壁」を「2号岸壁及び3号岸壁」に改める。

公 告**名古屋港管理組合公告**

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
令和5年2月15日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

1 港湾計画の変更の概要

平成27年12月28日名古屋港管理組合公報第572号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 港湾環境整備施設計画

以下のとおり計画する。

（緑地）

地区名	面積（ヘクタール）
内港地区（中川運河）	1

(2) 土地造成及び土地利用計画

以下のとおり計画する。

（土地利用計画）

（単位：ヘクタール）

用途 地区名	埠頭用地	用港 湾 関 地連	用交 流 厚 地生	工 業 用 地	用都 市 機 地能	用交 通 機 地能	施危 設險 物取 用扱	緑 地	合 計
内港地区	(81) 81	(149) 149	(11) 11	(204) 204	14	(18) 43	(155) 155	(41) 51	(659) 708

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区港町1番11号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合